

解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型） （無配当）

万一の場合、毎月一定額の年金で、遺されたご家族の生活を保障

特長

1 毎月一定額をお支払いします。

死亡された場合は、年金受取人に家族年金を、所定の高度障害状態に該当された場合は、被保険者に高度障害年金を、保険期間満了時*までお支払いします。

*ただし、死亡日または高度障害状態になられた日から保険期間満了時までの期間が、最低支払保証期間に満たないときは最低支払保証期間分、家族年金または高度障害年金をお支払いします。

2 所定の高度障害状態になられた場合、高度障害年金に加え高度障害療養加算年金をお支払いします。

高度障害療養加算年金は、高度障害年金の年金月額に50%を乗じた金額を、高度障害年金に上乗せしてお支払いするもので、被保険者が毎年の生存判定日に生存している場合に限りお支払いします。

3 お受取方法は、年金お受取りの際にお選びいただくことができます。

お受取方法	家族年金	高度障害年金	高度障害療養加算年金
全額「年金」でお受取り	○	○	○
全額「一時金」でお受取り	○	○	△*
一部を「一時金」、残りを「年金」でお受取り	○	○	—

*高度障害療養加算年金については、支払いが確定している分のみ取扱います。


※家族年金と高度障害年金（高度障害療養加算年金を含む）は重複してお支払いしません。

※一部を一時金で受取られる場合、年金月額は会社所定の金額以上となることを要します。

4 他の保険種類へ変換できます。

所定の期間内であれば、この契約の一部または全部を会社所定の保険種類に変換することができます。

※変換後の保険種類および死亡保険金額等については会社所定の制限があります。

 ご検討にあたりましては、必ずP3の「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

愛をお預かりする、愛をお届けする。



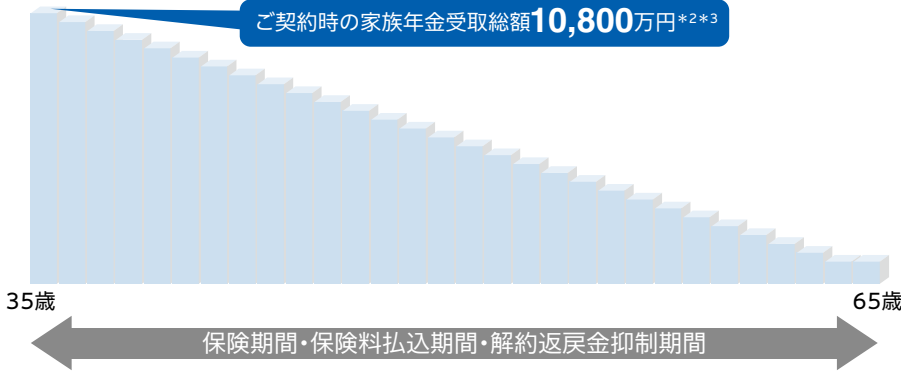
ご契約例1

契約年齢 …… 35歳
 解約返戻金抑制期間 …… 65歳

保険期間 …… 65歳
 最低支払保証期間 …… 2年

保険料払込期間 …… 65歳
 年金額 …… 30万円*1

ご契約時の家族年金受取総額 **10,800万円***2*3



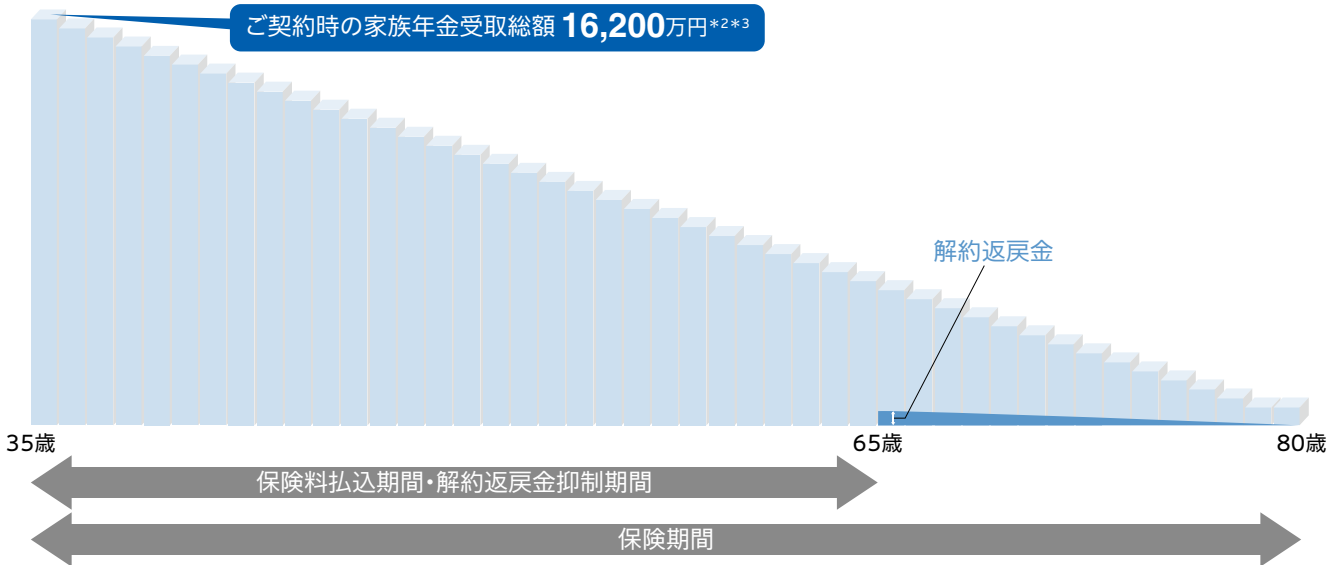
ご契約例2

契約年齢 …… 35歳
 解約返戻金抑制期間 …… 65歳

保険期間 …… 80歳
 最低支払保証期間 …… 2年

保険料払込期間 …… 65歳
 年金額 …… 30万円*1

ご契約時の家族年金受取総額 **16,200万円***2*3



*1 高度障害療養加算年金分を除きます。
 *2 各保険年度のはじめに保険事故が発生し、以降保険期間満了までに受取ることができる総額(年金額×12カ月×残りの保険期間年数)を表示しています。保険事故発生時に一括して受取ることができる金額ではありません。

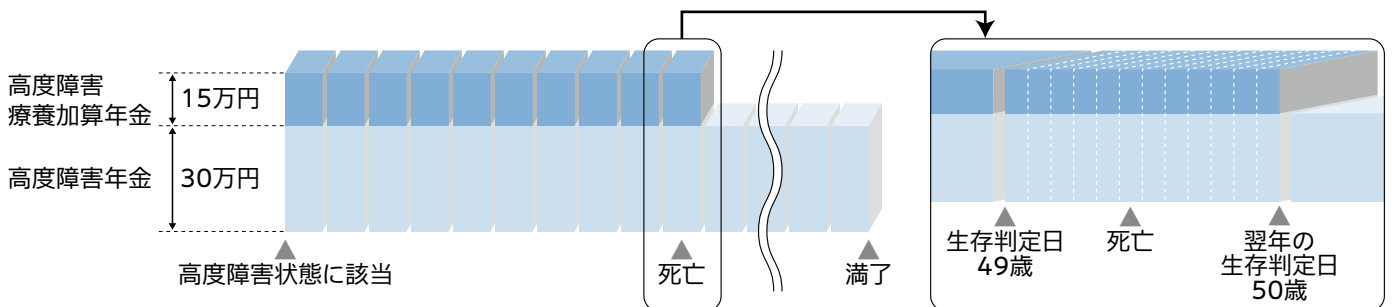
*3 実際のお受取額またはお受取総額が課税によって上記記載の金額とならない場合があります。詳しくは、P3をご覧ください。

高度障害療養加算年金について

高度障害療養加算年金は、高度障害年金の年金額に50%を乗じた金額を、高度障害年金に上乗せしてお支払いするもので、被保険者が毎年の生存判定日に生存している場合に限りお支払いします。

ご契約例

契約年齢…35歳 保険期間…65歳 解約返戻金抑制期間…65歳 最低支払保証期間…2年 年金額…30万円*
 お受取例…ご契約から5年1ヶ月目に所定の高度障害になられ、14年6ヶ月目に死亡された場合



*高度障害療養加算年金分を除きます。
 ※高度障害療養加算年金は、被保険者が死亡した直後に到来する生存判定日以降は、お支払いしません。

家族年金の税法上のお取扱いについて

契約形態	年金としての受給		一時金としての受給
	年金受給権取得時	年金受取時	
契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人の場合	相続税	所得税(雑所得)*	相続税
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合	—	所得税(雑所得)*	所得税(一時所得)*
契約者(保険料負担者)と被保険者と受取人が別人の場合	贈与税	所得税(雑所得)*	贈与税

*所得税の他に住民税の課税対象となります。

- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になります。
- 個人にお支払いする年金は、原則として源泉徴収の対象となりますので、実際にお受取りになる年金額は例示の額を下まわることがあります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- このご案内は、登録日現在の税制に基づいています。今後、制度内容が変更される場合があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

⚠️ ご契約に関する注意事項

- この保険には、満期保険金はありません。
- 解約返戻金抑制期間中に保険契約を解約する場合は、解約返戻金はありません。ただし、解約返戻金抑制期間満了後であっても、解約返戻金抑制期間満了日までの保険料がすべて払込まれていないときは、解約返戻金はありません。
- この保険は、保険料自動振替貸付・契約者貸付、払済保険への変更ならびに延長定期保険への変更はお取扱いしておりません。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**定期保険(解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型))**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客様の本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客様の場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載の取扱いについて

記載の取扱いは登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>
 保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記またはライフプランナーへお電話ください。

パートナーフォーユー
 カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)

※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください